

令和3年3月12日（金）  
高井 崇志 議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（法制部）

1問 裁判所職員の定員について、その上限定員を法律で定めた上、具体的定員数を最高裁判所規則等に委任する立法形式をとることはできないのか、法務当局の所見を問う。

[定員法の立法形式]

○ 現行の裁判所職員定員法では、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の定員について、それぞれ具体的員数を定めるという立法形式をとっている。

[毎年改正する必要性]

○ 裁判所の定員は、国家機関の組織に関する事項として、法律で定めるべき事項である一方、裁判所の行う業務の量は、その性質上、事件の質や量といった事件動向により大きく左右されるものであるから、裁判所において毎年必要な検討がされ、必要に応じて所要の見直しを行っている。

したがって、このような毎年の検討・見直しに基づき、定員法の改正をその都度行うことが必要である。

[法律では総定員の枠のみを定める方法について]

○ （委員御指摘のとおり、）裁判所職員についてその上限定員を法律で定めた上、具体的な定員数を最高裁判所規則等に委任する立法形式をとることは、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能となるといった長所も認められるところである。

他方、裁判所の業務が基本的には事件の処理であって、事件の動向が、必要な裁判官及び裁判官以外の職員の員数を定めるに当たって、特に重要な考慮要素となることから、この

ような立法形式を導入し、定員数の上限を定めるに当たっては、ある程度中長期的な事件動向等を予測し、必要となる人  
的体制の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、  
そうしたことの可否について、まずは裁判所における検討が  
必要になるものと考えている。

- 委員御指摘の立法形式を導入するためには、これらの点を  
含めた様々な観点からの検討を行うことが必要であると考え  
ている。

(参照条文)

- 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第五条（裁判官）

1・2（略）

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員  
数は、別に法律でこれを定める。

第六十五条の二（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項）

裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

- 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）

第一条（定員の総数の最高限度）

内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2（略）

第二条（内閣府、各省等の定員）

内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

（略）

法務省 五四、六一四人

一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

二 うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。

（略）

○法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則を次のように定める。

第一条（本省及び各外局別の定員）

法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分 定員 備考

本省 四七、〇八四人

一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

二 うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。

（略）